

最近の家きんに関する家畜衛生を めぐる情勢について

平成25年11月
消費・安全局動物衛生課

家きんの高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生状況(2012年以降)

《ヨーロッパ》

イタリア	H7N7(高)	2013.8.10
	H5,H5N2(低)	2012年上期・下期
	H7, H7N2(低)	2012年上期
	(低)	2012年下期
オランダ	H5N2(低)	2012.3.17
	H7N7(低)	2012.8.9
		2013.3.11
		2013.3.15
ドイツ	H7N1(低)	2013.5.31
	H5N1(低)	2012.12.18
	H7N7(低)	2013.5.15
アイルランド	H5N2(低)	2012.3.17
デンマーク	H7(高)	(2012.12.14 野鳥のみ)
スペイン	H7N7(低)	2013.5.31
	H7N1(低)	2013.5.9

《アフリカ》

エジプト	H5N1(高)	継続発生中
南アフリカ	H5N2(高)	*2011.2.1
	H5N2(低)	2012.1.13
		2012.6.1
	H7N1(低)	2012.2.24
	H7N7(低)	2013.2.28
		2013.4.11
	H7(低)	2013.7.30

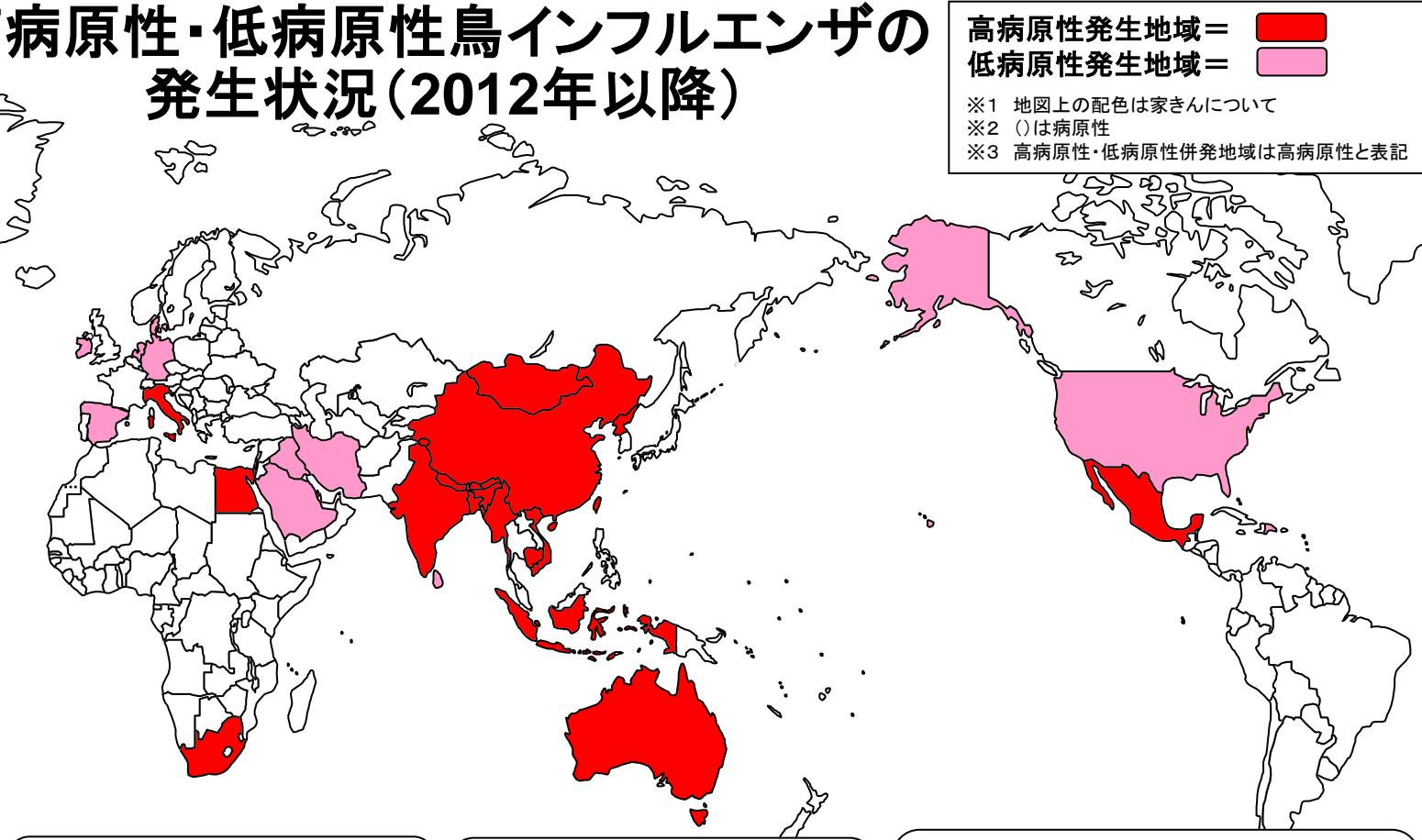
《西アジア》

イラク	(低)	2012年1~5月、7~12月
イスラエル	H5N1(高)	2012.3.7
	H5(高)	(2012.3.13 猫)
パレスチナ	(低)	2012年1月、5月、6月
サウジアラビア	(低)	2012年下期

《南アジア》

インド	H5N1(高)	(*2011.10.30 野鳥のみ)
	2012.1.3	
	2012.10.12	
	2013.2.27	
	2013.7.30	
パンダラデシ	H5N1(高)	*2007.2.5
イラン	(低)	2012年上期
ネパール	H5N1(高)	*2011.11.10
	2012.8.27	
	H5(高)	2012.10.6
	(低)	2012年上期・下期
ブータン	H5N1(高)	*2011.12.30
スリランカ	H5N2(低)	2012.1.20

《ロシア・NIS諸国》		
ロシア	(高)	(2012年下期 野鳥のみ)



高病原性発生地域 =

低病原性発生地域 =

※1 地図上の配色は家きんについて

※2 ()は病原性

※3 高病原性・低病原性併発地域は高病原性と表記

※1 更新点:米国ペンシルバニアにおける低病原性鳥インフルエンザ(H7)の発生

※2 本図は発生の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない

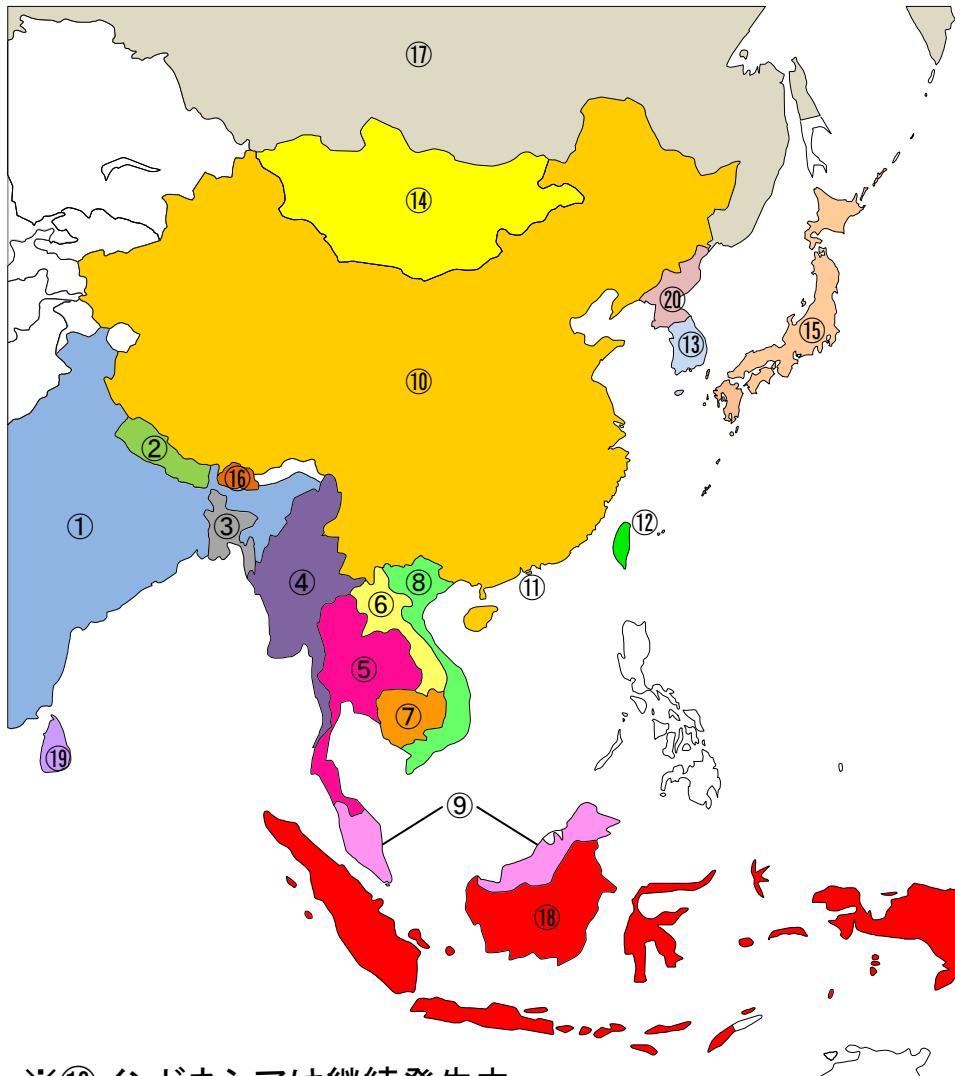
※3 日付は発生日または検体回収日に基づく

※4 *は初発が2011年以前であるが2012年以降も発生のあるものを示す

出典:OIE WAHID 及び FAO等

2013年11月7日現在

アジアにおける高病原性及び低病原性 鳥インフルエンザの発生状況



2013年11月12日現在

出典:OIE WAHID 他

	① イ ン ド ル	② ネ パ ール	③ バ ン ガ ラ デ シ ュ	④ ミ ャ ン マ ー	⑤ タ イ	⑥ ラ オ ス	⑦ カ ン ボ ジ ア	⑧ ベ ト ナ ム	⑨ マ レ ー シ ア	⑩ 中 国	⑪ 香 港	⑫ 台 湾	⑬ 韓 国	⑭ モ ン ゴ ル	⑮ 日 本	⑯ ブ ー タ ン	⑰ ロ シ ア	⑲ ス リ ラン カ	⑳ 北 朝 鮮
年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
2011年		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2012年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2013年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

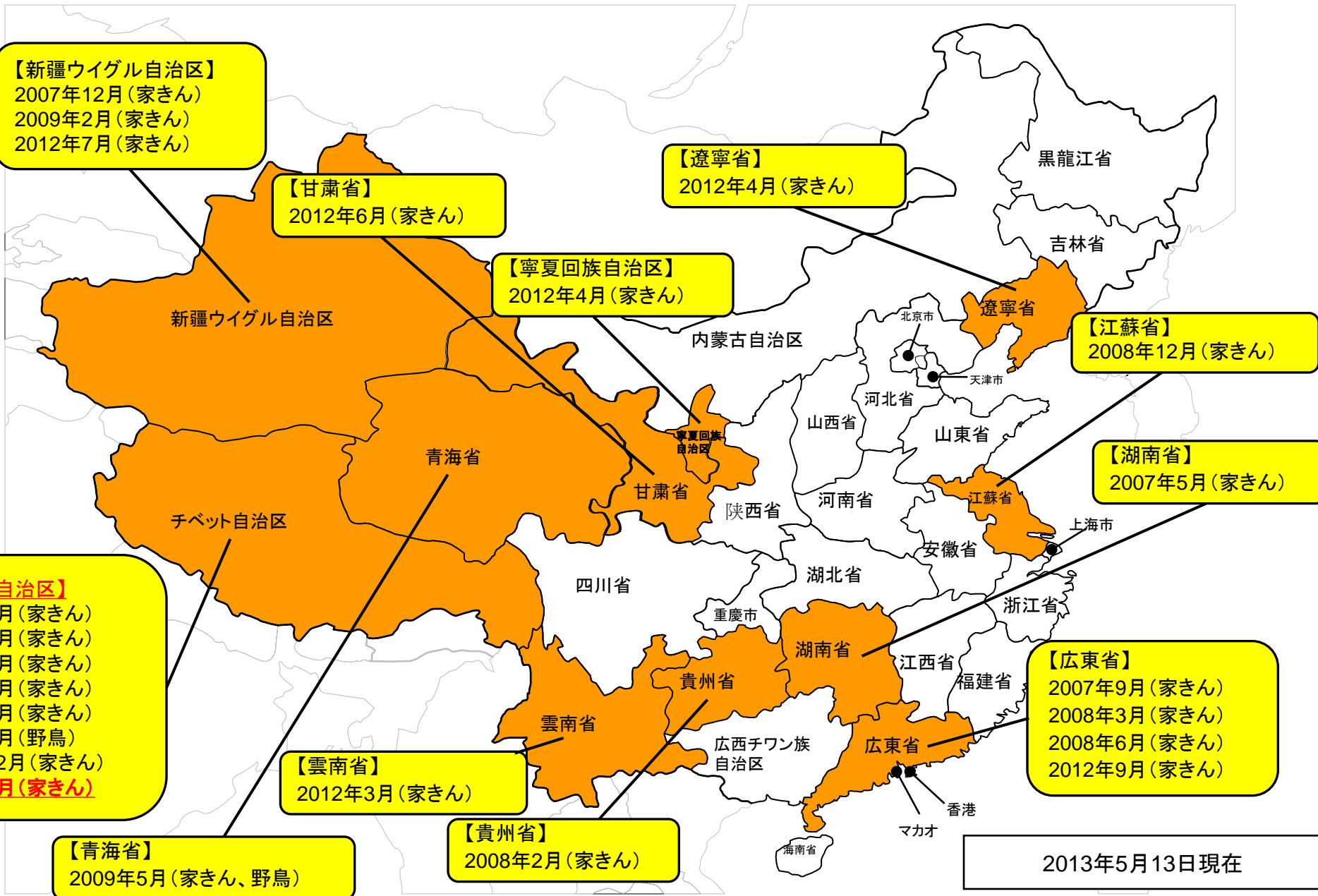
* : マカオからの輸入事例(空港で摘発)

(発生日、検体回収日に基づく)

家きん● 野鳥▲ (赤:高病原性鳥インフルエンザ、黒:低病原性鳥インフルエンザ)

※ 野鳥の低病原性鳥インフルエンザについては確認可能な日本のみ記載

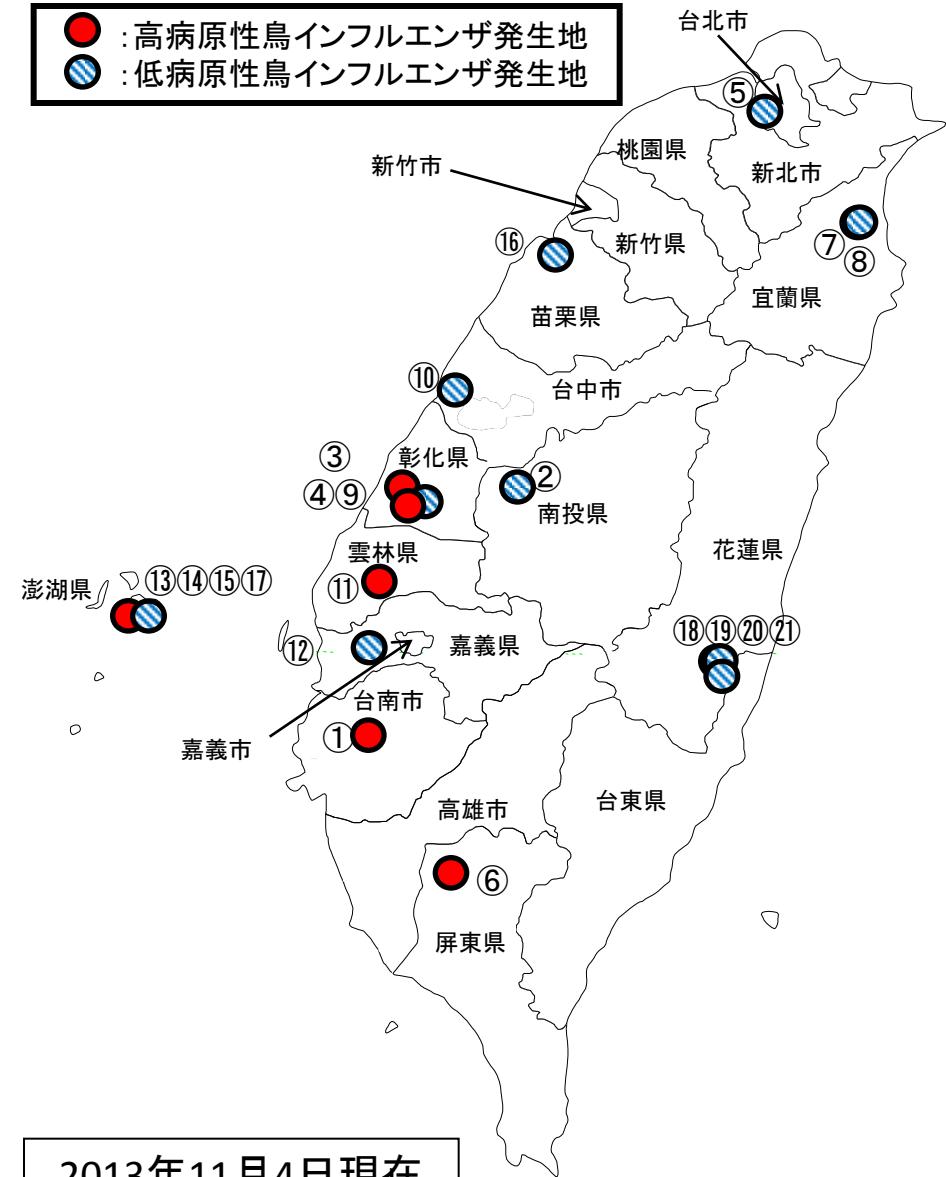
中国における高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)の発生状況(2007年1月~)



※出典:OIE他

台湾における鳥インフルエンザの発生状況(2012年~)

- : 高病原性鳥インフルエンザ発生地
- : 低病原性鳥インフルエンザ発生地



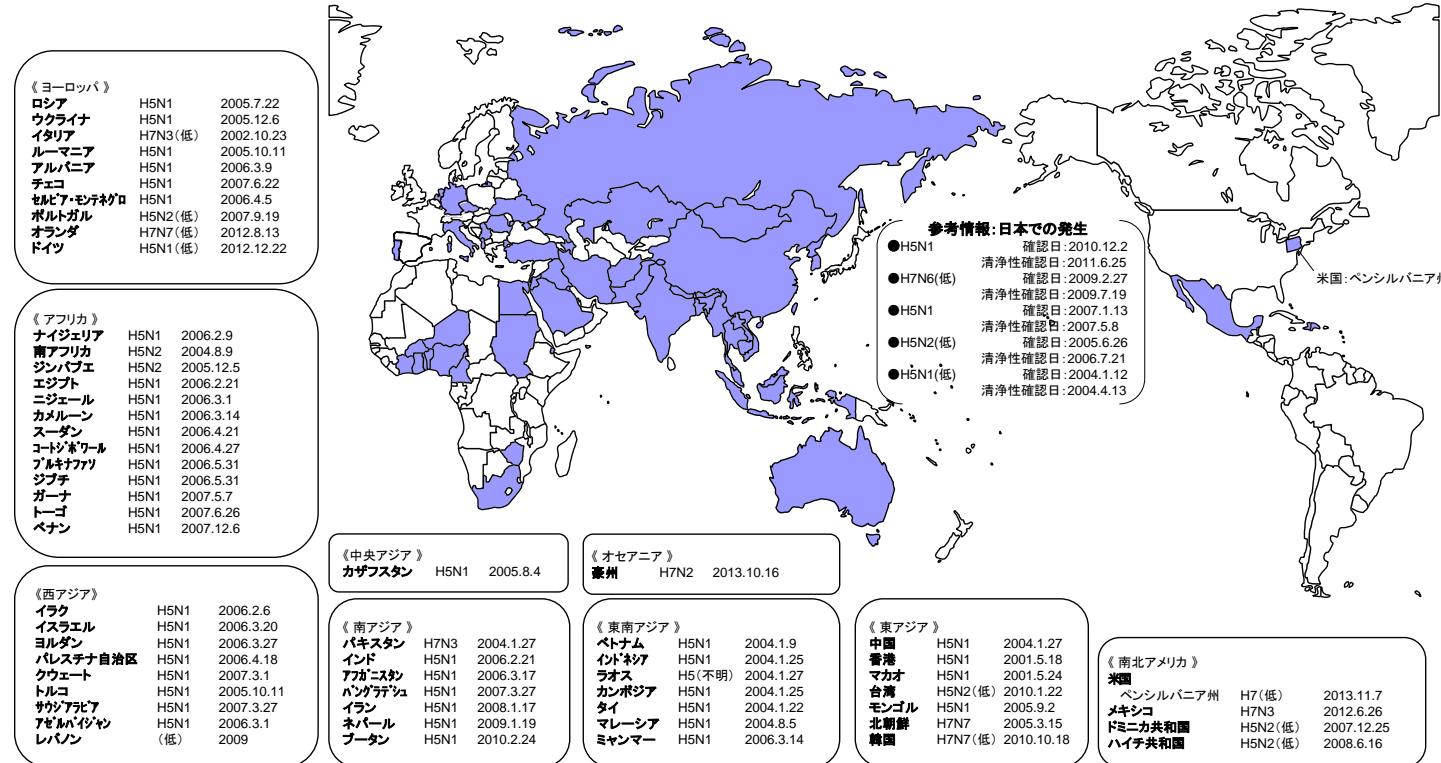
高病原性	【場所】	【発生日】	【血清型】	【動物種(詳細)】
2012年	① 台南市六甲郷	2月 7日	H5N2(高)	家きん(ブロイラー)
	② 南投県名間郷	2月21日	H5N2(低)	家きん(ブロイラー)
	③ 彰化県芳苑郷	2月22日	H5N2(高)	家きん
	④ 彰化県竹塘郷	3月 5日	H5N2(高)	家きん(産卵鶏)
	⑤ 新北市三重区	3月 6日	H5N2(低)	家きん
	⑥ 屏東県塩埔郷	3月15日	H5N2(高)	家きん
	⑦ 宜蘭県員山郷	3月13日	H5N2(低)	家きん(あひる)
	⑧ 宜蘭県員山郷	3月14日	H5N2(低)	家きん(ブロイラー)
	⑨ 彰化県竹塘郷	4月 2日	H5N2(低)	家きん(あひる)
	⑩ 台中市龍井区	4月10日	H5N2(低)	家きん(あひる)
	⑪ 雲林県北港鎮	5月 7日	H5N2(高)	家きん(ブロイラー)
	⑫ 嘉義県朴子市	11月12日	H5N2(低)	家きん(産卵鶏)
	⑬ 澎湖県馬公市	11月17日	H5N2(高)	家きん(鶏)
	⑭ 澎湖県馬公市	12月20日	H5N2(低)	家きん(鶏)
	⑮ 澎湖県馬公市	12月20日	H5N2(低)	家きん(鶏・七面鳥)
	⑯ 苗栗県造橋郷	12月27日	H5N2(低)	家きん(鶏・あひる・がちょう)
2013年	⑰ 澎湖県馬公市	5月15日	H5N2(低)	家きん(ブロイラー) (※おとり鶏)
	⑱ 花蓮県玉里鎮	6月19日	H5N2(低)	家きん(あひる)
	⑲ 花蓮県玉里鎮	7月 3日	H5N3(低)	家きん(あひる)
	⑳ 花蓮県玉里鎮	9月 9日	H5N2(低)	家きん(あひる)
	㉑ 花蓮県玉里鎮	10月18日	H5N2(低)	家きん(あひる)

※ 出典:OIEほか ※ 日付は発生日(各々の事例が始めて観察された日)
 ※ (高):高病原性鳥インフルエンザ (低):低病原性鳥インフルエンザ

海外における高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況とそれに伴う我が国の措置

- ・海外からの鳥インフルエンザの侵入を防止するため、発生時には家きん、家きん肉等の輸入を停止。
- ・平成16年2月からは、ペットも含め全ての鳥類について発生国からの輸入を停止。
- ・アジア諸国を対象に、本病のまん延を防ぐため、OIE・FAOを通じ、防疫対策を支援。

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生等に伴う輸入停止状況 (■ = 輸入停止国【59か国/地域】)



*血清型は、輸入停止の原因となった型を示す

*日付は確認日(日本が発生等を確認し、輸入停止等の対応を行った日)

*病原性が不明又は低病原性鳥インフルエンザであることが確認できている場合、亜型表記の後ろにそれぞれ(不明)又は(低)と表記

*更新点: 2013年11月7日付けで米国ペンシルバニア州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を一時停止

2013年11月7日現在

アジア地域への支援の概要

- “ワンヘルス”による動物疾病対策・食料安全保障強化事業
- ・平成25年度予算額 61百万円
- ・事業内容

アジア域内の野鳥、家きん及び豚のインフルエンザウイルスの調査、ウイルスバンクの設置、各国の狂犬病対策の有効性評価、狂犬病ワクチン利用ガイドラインの作成、アジア太平洋地域の獣医組織能力の強化等

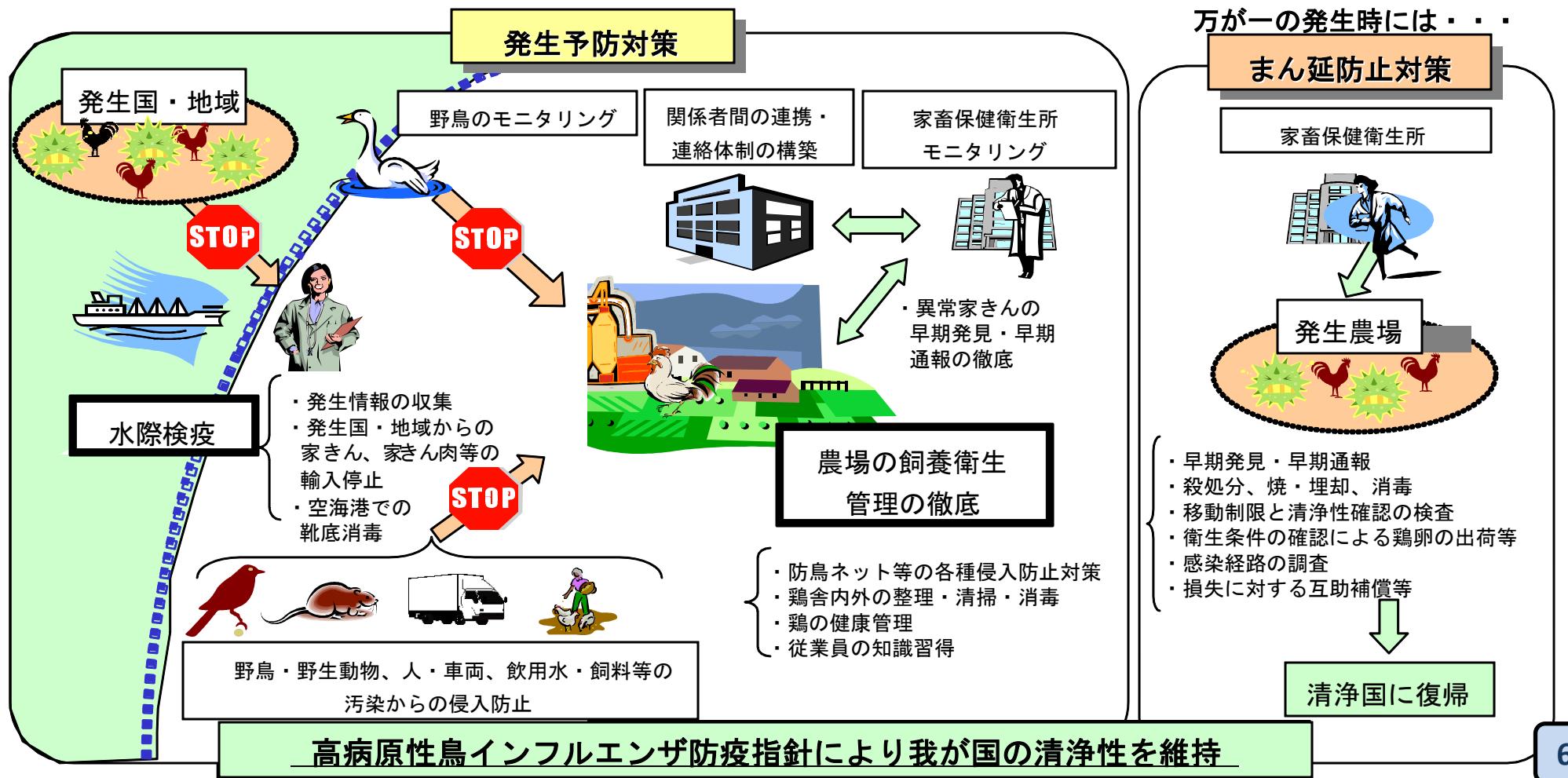
- アジアにおけるS P S関連対策・越境性感染症対策総合支援事業のうち越境性感染症対策の概要

- ・平成25年度予算額 42百万円
- ・事業内容

口蹄疫等防疫ロードマップの策定、口蹄疫等優先疾病サーベイランス、国際的な口蹄疫ウイルス伝播経路の解明、情報共有体制の推進等

高病原性鳥インフルエンザ等対策の概要

- ・海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立。
- ・家きん・野鳥のモニタリングによる監視及び異常家きん等の早期発見・早期通報の徹底。
- ・農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施。
- ・防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築。
- ・発生時の殺処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施。



○ 過去の発生事例

(1) 平成22年の高病原性鳥インフルエンザの発生及び防疫措置

: 家きん
: 家きん以外
: 野鳥

〈平成22年〉
12月 富山県高岡市（動物園のコブハクチョウ）
〈平成23年〉
2月 兵庫県加東市（公園のコブハクチョウ）
山口県宇部市（公園のコクチョウ）

〈平成23年〉

《大分県》
2月 大分市
(1農場 約1万羽)

《宮崎県》
1月 宮崎市(佐土原町)、
新富町、都農町、川南町、
延岡市(北川町)、
高鍋町、宮崎市(高岡町)
2月 高千穂町、都農町、
門川町、宮崎市(高岡町)、
延岡市(北浦町)
3月 門川町
(13農場 約102万羽)

《鹿児島県》
1月 出水市
(1農場 約8,600羽)

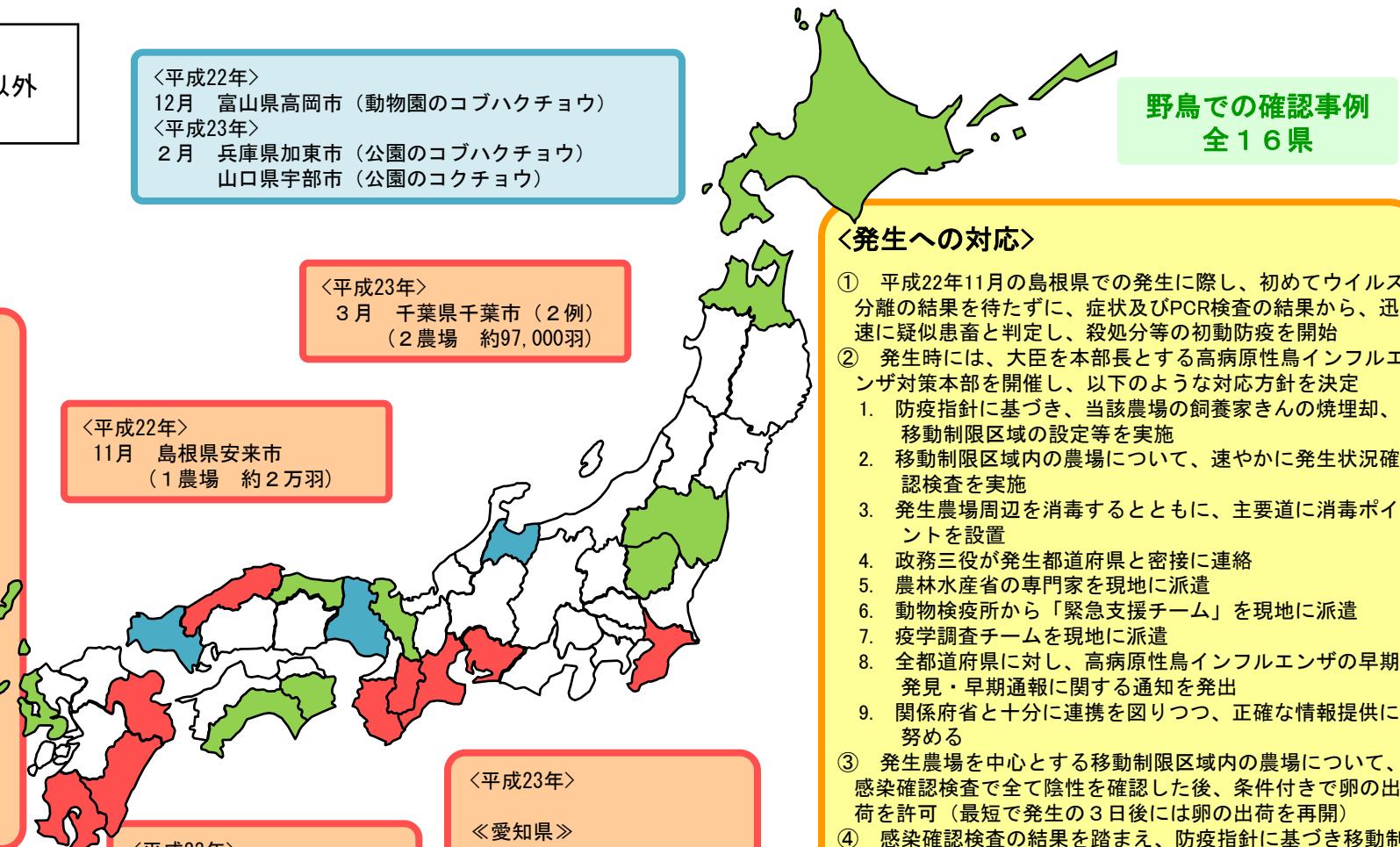
家きんでの発生事例
全9県 24農場 約183万羽

〈平成23年〉
《奈良県》
2月 奈良県五條市
(1農場 約10万羽)
《和歌山県》
2月 紀の川市
(1農場 約12万羽)

〈平成23年〉
《愛知県》
1月 豊橋市
2月 新城市
(2農場 約17万羽)

《三重県》
2月 紀宝町
南伊勢町
(2農場 約31万羽)

※ 全てH5N1亜型



野鳥での確認事例
全16県

〈発生への対応〉

- ① 平成22年11月の島根県での発生に際し、初めてウイルス分離の結果を待たずに、症状及びPCR検査の結果から、迅速に疑似患畜と判定し、殺処分等の初動防疫を開始
- ② 発生時には、大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ対策本部を開催し、以下のような対応方針を決定
 1. 防疫指針に基づき、当該農場の飼養家きんの焼埋却、移動制限区域の設定等を実施
 2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施
 3. 発生農場周辺を消毒するとともに、主要道に消毒ポイントを設置
 4. 政務三役が発生都道府県と密接に連絡
 5. 農林水産省の専門家を現地に派遣
 6. 動物検疫所から「緊急支援チーム」を現地に派遣
 7. 痰学調査チームを現地に派遣
 8. 全都道府県に対し、高病原性鳥インフルエンザの早期発見・早期通報に関する通知を発出
 9. 関係府省と十分に連携を図りつつ、正確な情報提供に努める
- ③ 発生農場を中心とする移動制限区域内の農場について、感染確認検査で全て陰性を確認した後、条件付きで卵の出荷を許可（最短で発生の3日後には卵の出荷を再開）
- ④ 感染確認検査の結果を踏まえ、防疫指針に基づき移動制限区域の縮小（半径10km→5km）と搬出制限区域の設定（半径5~10km）を実施
- ⑤ 移動制限区域・搬出制限区域内の家きん飼養農家全戸について、清浄性確認のための検査で全て陰性を確認した後、搬出制限区域を解除（移動制限区域は継続）
- ⑥ 移動制限区域内で新たな発生が認められなければ、発生農場の防疫措置が完了した日から21日が経過した時点をもって、移動制限を解除

○ 過去の発生事例

(2) 平成21年までの高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

<平成16年の発生> H5N1亜型（高病原性）

1月 山口県(1農場 約3万羽)

2月 大分県(1農場 14羽)

2~3月 京都府(2農場 約24万羽)

- ・平成16年、我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが発生
- ・発生農場においてまん延防止措置を実施し、4月に終息
- ・家畜伝染病予防法の改正と特定家畜伝染病防疫指針の策定
- ・「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ
- ・家畜防疫互助基金の造成、経営維持資金の融通
- ・緊急ワクチンの備蓄

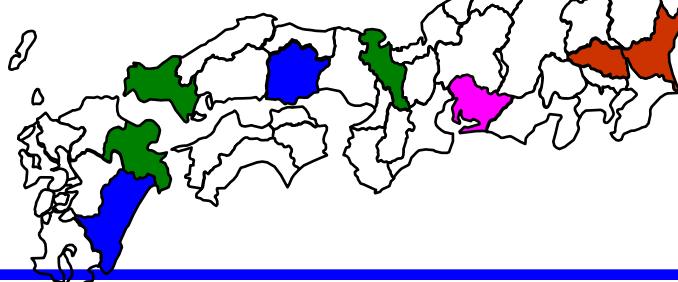
<平成19年の発生> H5N1亜型（高病原性）

1月 宮崎県(2農場 約7万羽)、岡山県(1農場 約1万羽)

2月 宮崎県(1農場 約9万羽)

※平成19年3月1日、移動制限解除

- ・平成19年1~2月、宮崎県及び岡山県で、高病原性鳥インフルエンザが発生
- ・防疫指針に基づく迅速な防疫措置により3月に終息
- ・家きん飼養農場で消石灰による緊急消毒の実施
- ・平成19年9月、感染経路調査報告書を公表
- ・平成20年2月、防疫指針を変更(食鳥処理場等の例外措置等)
- ・養鶏農場への立入検査、衛生管理テキストの作成・普及
- ・モニタリングの強化及び早期発見・早期通報の徹底の通知



※平成20年、青森県、秋田県及び北海道において、オオハクチヨウに高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認され、緊急的な立入指導や石灰散布等の消毒を実施

<平成17年の発生> H5N2亜型（低病原性）

6月～翌1月 茨城県・埼玉県(41農場 約578万羽)

- ・平成17年6月以降、茨城県を中心に低病原性鳥インフルエンザが発生(18年4月までに殺処分を終了)
- ・低病原性であることを踏まえ、一定の条件を満たす農場に監視プログラムを適用
- ・平成18年9月、感染経路調査報告書を公表
- ・平成18年12月、防疫指針に、低病原性の発生時の防疫措置を追加

<平成21年の発生> H7N6亜型（低病原性）

2~3月 愛知県(7農場 約160万羽)

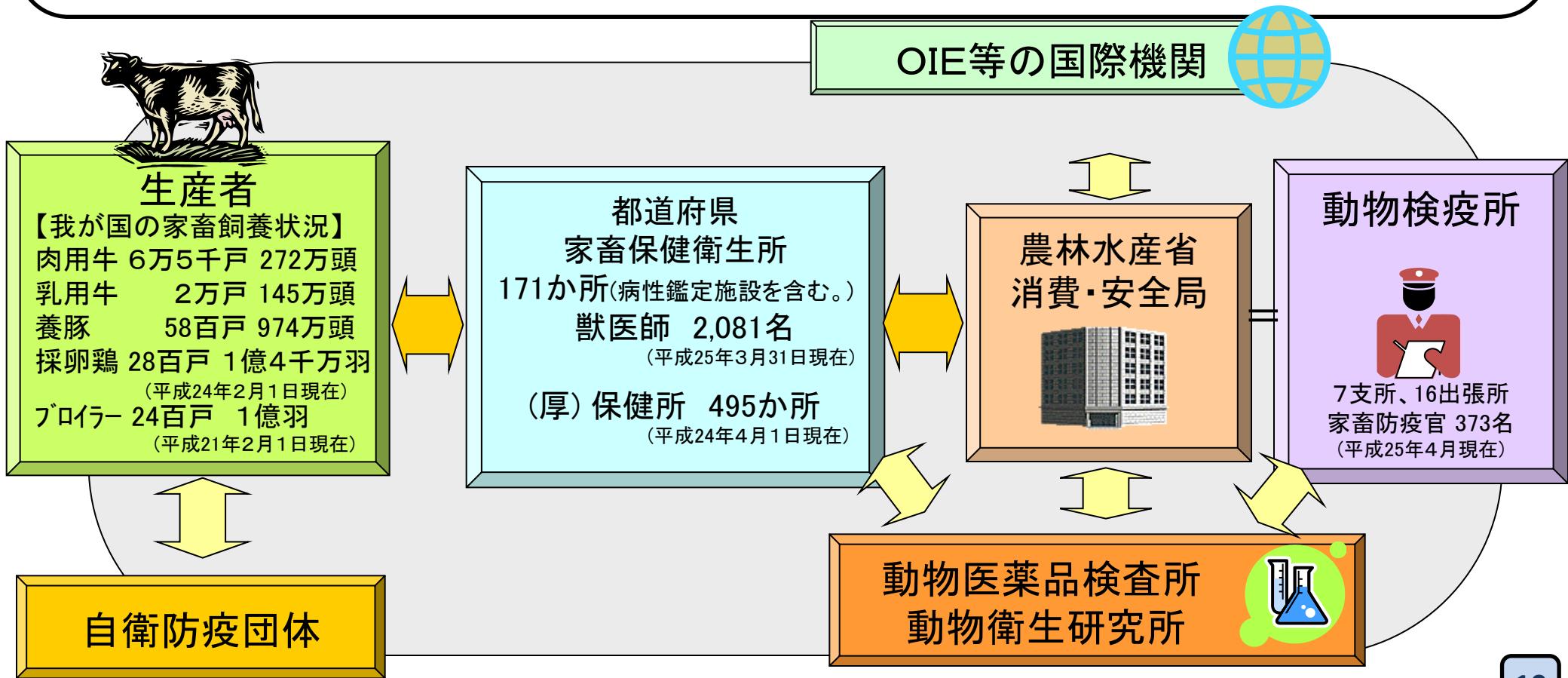
※平成21年5月11日、全ての移動制限解除

- ・平成21年2月、愛知県のうずら農場で低病原性鳥インフルエンザが発生
- ・半径10km以内の移動制限は、低病原性と確認されたことを踏まえ、半径5kmまで縮小(ウイルスが分離された1~3例目に適用)
- ・4~7例目は、抗H7HA抗体だけが確認され、うずらのみを対象として移動を制限(清浄性確認検査は半径5km内の全ての家きん農場について実施)
- ・全国全てのうずら農場等について立入検査を行い、陰性を確認
- ・感染経路の調査のため、疫学調査チームを設置
- ・発生農場等の経営再開及び防疫対応等について、家畜伝染病予防費のほか、食の安全・消費者の信頼確保対策交付金、希少育種資源増殖回復特別対策事業等により支援
- ・家畜防疫互助基金の対象家畜に、平成21年度からうずらを追加
- ・平成22年2月、疫学調査報告書を公表

參 考 資 料

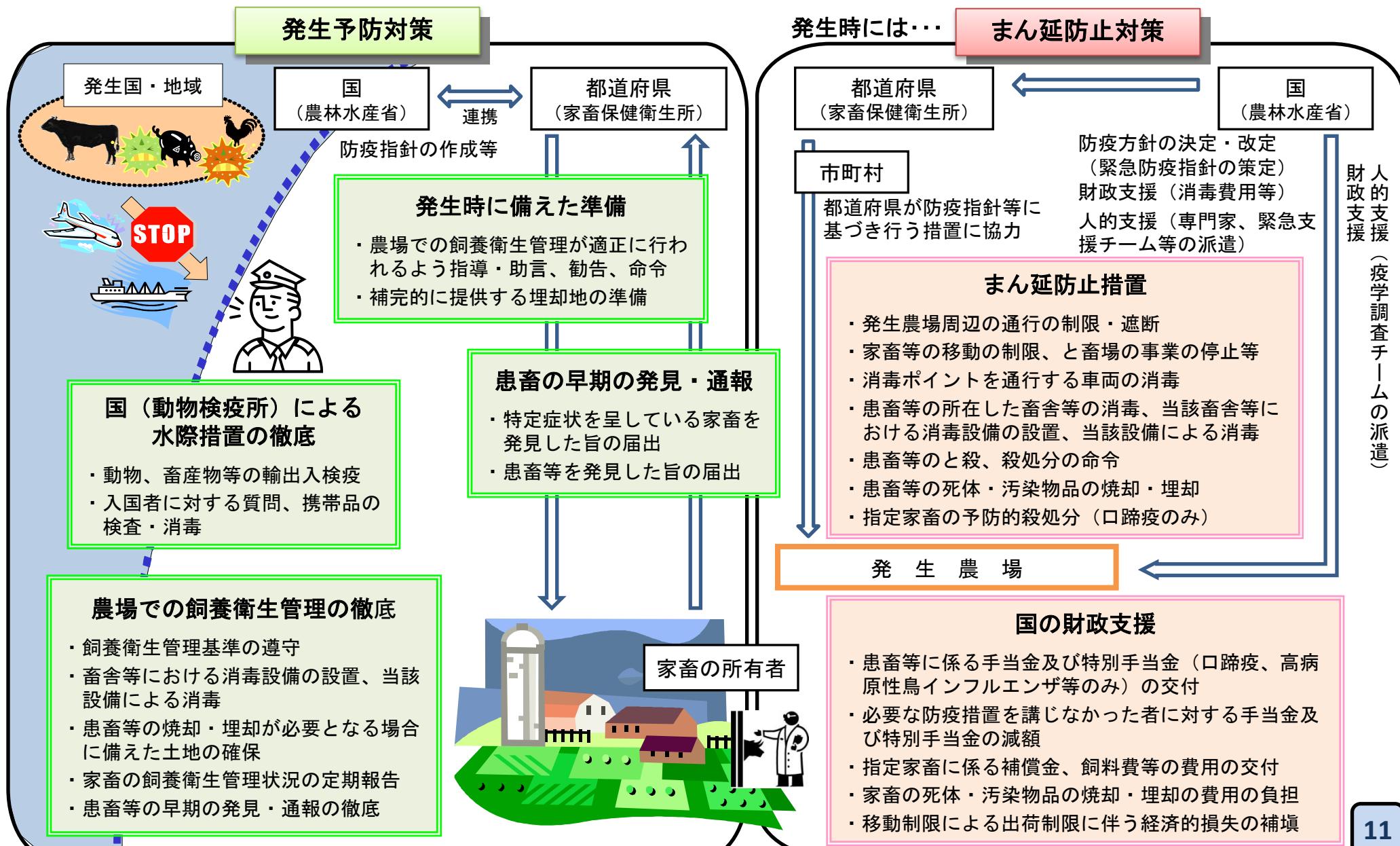
我が国における家畜防疫体制

- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究所等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的:家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。



家畜伝染病予防法の一部を改正する法律のポイント

- 平成22年度の宮崎県における口蹄疫の発生状況や同年度の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法を改正。
- 上記改正のうち、財政支援の強化等については同年7月1日から、入国者に対する質問、飼養衛生管理基準の内容の追加、一定症状の届出義務等については同年10月1日から、それぞれ施行。

発生の予防

- ・ 家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- ・ 平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- ・ 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- ・ 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

早期の発見・通報

- ・ 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

その他

- ・ 家畜の伝染性疾病の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

迅速・的確な初動対応

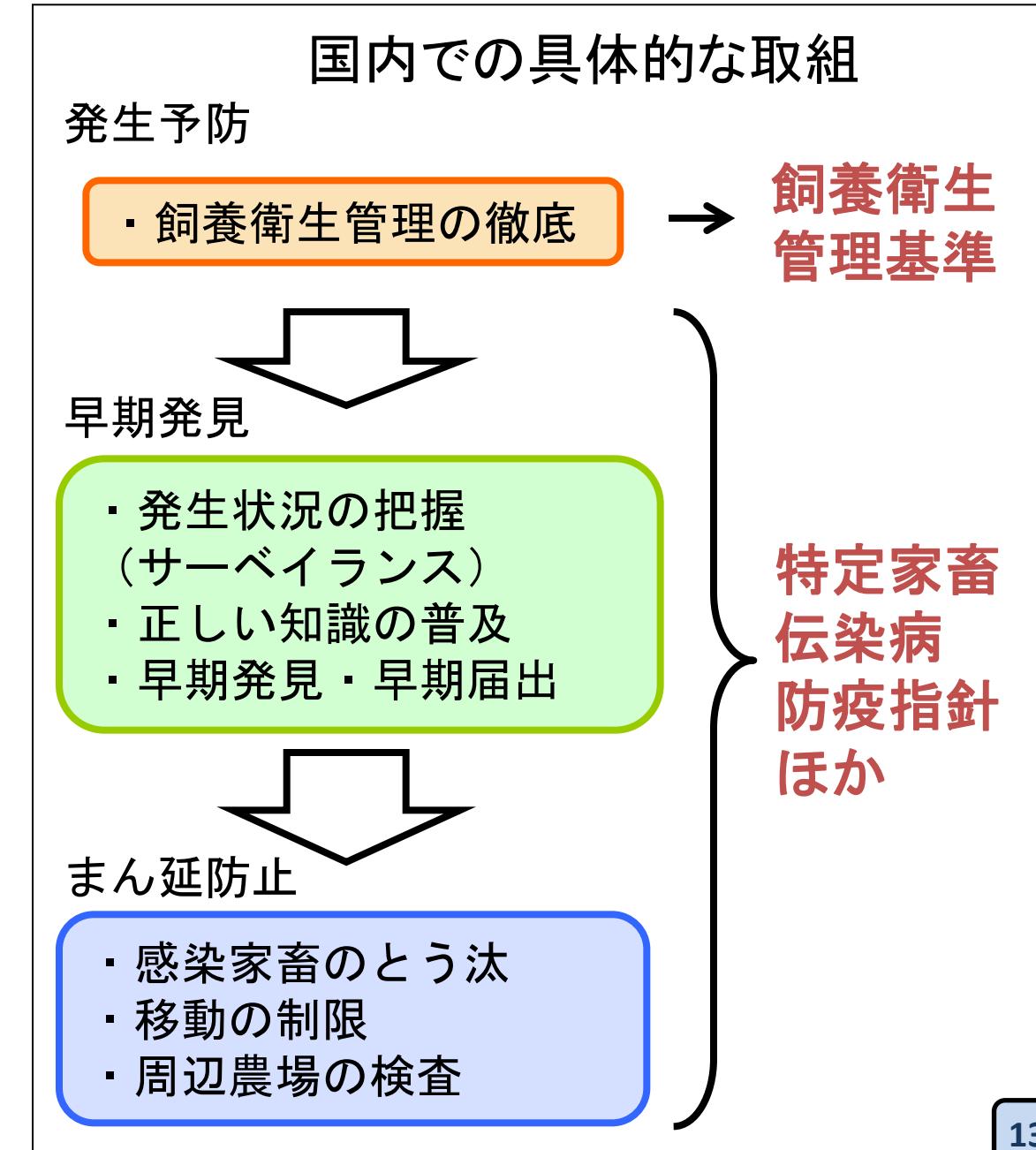
- ・ 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- ・ 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- ・ 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

財政支援の強化

- ・ 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- ・ 必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- ・ 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- ・ 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

国内防疫の取組

- (1)国は、都道府県と連携して、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための取組を実施。
- (2)発生予防として衛生管理の徹底やサーベイランスによる発生状況の把握、ワクチン接種の指導等を実施。
- (3)疾病の発生時には、まん延を防止するため感染家畜の処分や移動制限などを実施。



家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け(平成23年10月～)、家畜の伝染性疾患の発生を予防。
- 飼養衛生管理の徹底は、食品の安全性を確保するための生産段階における取組ともなる。

農場における衛生管理の徹底(家畜伝染病予防法)

○ 家畜の飼養衛生管理基準の設定

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握
- 2 衛生管理区域の設定
 - ・徹底した衛生管理が必要な区域を他の区域と区分
- 3 衛生管理区域への病原体の持込み防止
 - ・不要不急な者の立入りの制限
 - ・消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
- 4 野生動物等からの病原体の感染防止
 - ・給餌・給水設備への野生動物の排せつ物等の混入防止
 - ・養鶏農家の防鳥ネット等の整備
- 5 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - ・畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
- 6 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
 - ・毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
- 7 埋却地の確保等
 - ・埋却地の確保又は焼却・化製のための準備
- 8 感染ルート等の早期特定のための記録作成・保存
 - ・入場者に関する記録の作成・保存
- 9 大規模所有者に関する追加措置
 - ・家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う担当獣医師の設置
 - ・通報ルールの作成

と畜場・食鳥処理場

食肉・食鳥処理・加工場

卸売・小売業者

消費者



食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

○病畜の廃棄（全部又は一部）
○枝肉の微生物汚染・増殖防止

都道府県による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

定期報告
遵守状況の

原則として
年1回以上
農場へ立入検査

指導・助言

勧告

命令

罰則

命令違反者に対しては…

動物検疫の取組

(1) 目的

- ① 家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾病の侵入防止
 - ② 狂犬病予防法や感染症法に基づく狂犬病等の人獣共通感染症の侵入防止
 - ③ 水産資源保護法に基づく水産動物の伝染性疾病の侵入防止

(2) 体制

- ① 動物衛生課において海外情報を収集し、輸入禁止措置、輸入時の衛生条件等の設定、対日輸出施設の査察等を企画・実施。
 - ② 動物検疫所(横浜本所のほか、全国に7支所・16出張所を設置)において、家畜伝染病予防法等に基づき指定された港及び空港において輸出入動物及び畜産物等の検査及び検査に基づく措置を実施。

【動物検疫所の配置と指定港】

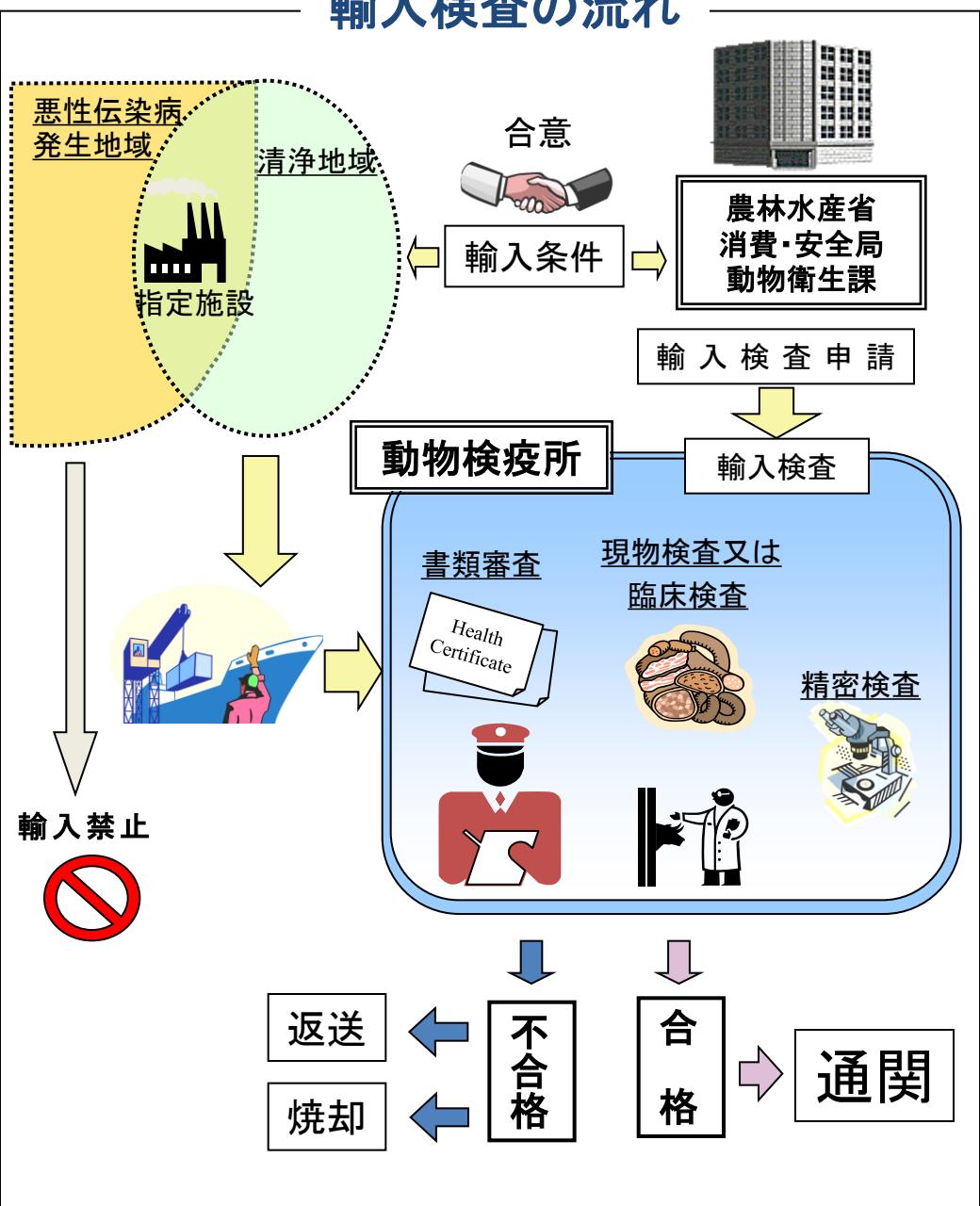


【家畜防疫官数、機関数の推移】

注：定員は年度末定員。

動物検疫の仕組み

輸入検査の流れ



○ 検疫の対象となる動物の係留期間

	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	7日
馬	10日	5日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	10日	2日
初生ひな	14日	2日
犬等	12時間以内 ～180日	12時間以内
猿	30日	*
兔など上記以外の動物	1日	1日

* 法的規制なし

○ 検疫の対象となる畜産物(上記動物由来)等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (4) 生乳、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
- (5) ハム、ソーセージ及びベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

動物衛生課の組織・関係法律

動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・総括・総務班
- ・保健衛生班

家畜防疫対策室

- ・防疫企画班
- ・防疫業務班
- ・病原体管理班

国際衛生対策室

- ・検疫企画班
- ・検疫業務班
- ・国際衛生企画班
- ・国際獣疫班
- ・リスク分析班
- ・査察調整班

動物衛生課関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法	家畜の伝染性疾病的発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。